

# ALPS処理水の処分に関する基本方針の 実施状況と今後の対応について

令和3年11月

廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

# これまでの経緯

## 令和3年4月13日 基本方針の決定

- 菅総理（当時）出席の下、「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」において、東京電力福島第一原子力発電所の **ALPS処理水**を、2年程度の準備期間を経て、**安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底**することを前提に、**海洋放出する方針を決定**。

## 令和3年5月11日 第1回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議

- 基本方針について、説明。

## 令和3年6月7日 第2回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議

### ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループの開催

- 「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」の下でワーキンググループを設置。各省の副大臣らが出席し、**宮城県及び農林漁業者、観光業者など風評影響を受け得る方々**の御意見を直接頂く。

## 令和3年8月24日 当面の対策の取りまとめ

- 「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」において、様々な機会を通じて頂いた意見を踏まえ、**当面の対策を取りまとめ**。

## 令和3年9月18日 第3回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議

- **当面の対策**について、意見交換を実施。

## ★令和3年11月24日 第4回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議

- **進捗状況**について、意見交換を実施。

## 令和3年12月末頃 行動計画の取りまとめ

- 令和3年内を目途に中長期的な取組の「**行動計画**」を策定する。

**各事業者団体への説明も並行して実施。**

「当面の対策」への御意見を頂く。

# 頂いた御意見とこれを踏まえた対応について

※以下、9/18の第3回連携会議において頂いた各団体の御意見についての対応を記載。

## ■ 安全性

### ＜御意見を踏まえた対応＞

・現時点で基準値を超える魚が出ている現実を直視して取り組むこと。

・放出設備は人口構造物であり、耐震性など自然災害の脅威への対応についても検討すること。

・プランクトンやバクテリアに対する影響調査も進めること。

・海洋生物の飼育試験について、どの機関が実施するのか、御用機関でないのか。悪い結果もしっかり公表するのか、そうした点も明確にする必要。HPで公表するだけでなく各漁協等に対して、説明すること。

・モニタリングについて、一日も早く進めること。

・海洋生物などを専門とする学者などをモニタリングに参加させること。

- 【対策1】安心が共有されるための情報の普及・浸透
- 基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定 (P.6)
  - 魚類等の飼育 (P.7)
  - 原子炉等規制法に基づく審査 (P.8)

【対策2】モニタリングの強化・拡充(P.9～P.10)

【対策3】国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

- 東電が実施する海域環境モニタリングにおける地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加(P.13)

# 頂いた御意見とこれを踏まえた対応について

## ■ 国民・国際社会の理解醸成

・国から早く安全宣言を出し、国内外に安全性を発信すること。

・「当面の対策」では、理解醸成のための取組が示されているが、理解が醸成されているかを測る基準が示されていない。

・透明性のある情報公開を改めてお願いしたい。

### 【対策4】安心が共有されるための情報の普及・浸透

- 農林漁業者への説明の徹底(P.15)
- 加工・流通・小売の各段階への徹底した説明(P.16~17)
- 大消費地への重点対応(P.18)
- 消費者の理解向上(P.19~P.21)

### 【対策5】国際社会への戦略的な発信

- 処理水の性状や安全性等の認識状況の把握(P.25)
- 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信(P.27~P.28)

### 【対策3】国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

- 徹底した情報公開と高頻度の情報提供(P.14)
- IAEAとの連携(P.11)

# 頂いた御意見とこれを踏まえた対応について

## ■ 風評対策

・「国の様々な支援策について、今後は、さらに具体化すること。

・種苗放流について、岩手・茨城はアワビを追加とあるが、なぜ宮城の名前がないのか。継続するという文言を明記する必要がある。地域・業種に関わりなく対策を講じること。

・「当面の対策」の支援策で、宮城県の農業者を対象にするものが見当たらない。

・輸出品全てについて検査を実施するとともに、検査にかかる費用は生産者が負担する必要がないようにすること。

## ■ セーフティネット・賠償

・「賠償については、東電以外の窓口を政府機関に設置してほしい。

・震災以降、借金をしながら頑張って立て直してきた経緯があり、それらの費用を払ってほしい。

## <御意見を踏まえた対応>

### 【対策7】安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

- 水産業の事業継続・拡大のための支援（P.35～P.37）
- 農林業・商工業への対応（P.38～39）

- 原子力災害に伴う風評被害対策の地方単独事業について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続

### 【対策9】なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償（P.44～P.45）

# ALPS処理水の処分に関する基本方針の実施状況と今後の課題のポイント

- 令和3年4月の基本方針決定以降、理解醸成・広報等に着手する一方、宮城を始め各地でWGを開催し、自治体や農林漁業者等の生の声を確認。これらを踏まえ、本年8月に「当面の対策」を取りまとめ。
- 以降もALPS処理水の安全性や基本方針決定の背景・経緯、当面の対策の内容等への理解を広げるため、漁業者を始め業種別・地域別の説明会を重ねつつ、追加的に必要となる対策の検討を継続中。

## これまでの取組

## 今後の取組

### 1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

#### (1) 徹底した安全対策による安心の醸成

- 東京電力が安全確保のための設備や運用について公表
- 海域環境モニタリングの内容検討開始、ALPS処理水による魚等の飼育
- IAEAとの協力内容の合意、訪日開始

- 規制委が計画の認可、設備の本格工事の開始
- 総合モニタリング計画改定、第三者による確認の方法の提示、事前モニタリング開始
- IAEAが繰り返し訪日し、計画・設備等の安全性等を確認

#### (2) 安心感を広く行き渡らせるための対応

- 国内の農林漁業者、流通・販売業者、消費者等への説明の繰り返しの実施
- 外国政府・国際機関への説明、輸入規制緩和・撤廃

- 国内の生産者や取引先への説明の継続・拡充。大都市の小売・消費者向けのイベントの開催
- 海外市場・事業者への情報提供
- 輸入規制を維持する国・地域に対し、より一層撤廃に向けた働きかけを実施

### 2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

#### (1) 風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築

- 事業分野別の対策・支援内容の提示、概算要求の提出等
- 既存予算等による個別支援の実施（相談窓口の設置等）

- 予算化された支援の実施（安全性証明・生産性向上・販路拡大等）
- 風評の状況を把握し、追加的な対策の検討

#### (2) 風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

- 放出による需要減が生じたとしても需要を支える新たな基金等の提示
- 賠償方針の提示、各種団体等へ説明開始、政府・東電の窓口の設置

- 新たな基金の運用（販路確保等）の開始
- 団体毎の賠償の考え方（推認、被害認定等のあり方）の整理

# 対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

## ①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定

- 東京電力に対して、基本方針の確実な遵守を大前提に、以下の取組を実施するよう求める。
  - (ア) ALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の実施
  - (イ) 風評影響を最大限抑制するためのトリチウムの排水濃度と放出量の管理
  - (ウ) 万一に備えた緊急停止設備の設置
  - (エ) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置

### これまでの取組

### 今後の取組

#### (ア)～(ウ) 処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

- 令和3年8月  
東京電力が「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する安全確保のための設備の検討状況について」を発表。  
厳格な測定、放出管理、緊急停止などの考えを提示。  
発表内容について、自治体や漁業者を始め地元の方々との意見交換を実施。

- 準備出来次第  
東京電力から規制委員会に対し、処分計画の認可申請。
- 令和4年以降  
処分計画の認可後、設備の本格工事の開始。
- 基本方針決定から約2年後を目処  
処分計画の着実な実施
  - 東京電力及びJAEA等の第三者機関が、希釈前のトリチウム、トリチウム以外の放射性物質の濃度を測定
  - 放出前に確実に希釈できているか確認
  - タンク群ごとの放出開始前及び放出中の濃度測定
  - 地元自治体等の協力の下、測定時のサンプル採取の適切性等について確認
  - 年度毎に、次年度以降の放出計画の見直し、年間に放出するトリチウム量を可能な限り低減

#### (エ) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置【経済産業省】

- 令和3年7月  
東京電力が、設備形成及び計画策定をすることを主な目的とする「ALPS処理水プログラム部」を設置。

必要に応じ柔軟かつ迅速に体制を整備。

# 対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

## ②人及び周辺環境に与える影響の確認

- 東京電力に対して、人及び周辺環境への影響について、詳細化や精度向上のための取組を行い、その結果を透明性高く発信し、既に公表している海洋での拡散シミュレーションについても、更なる精度向上を図るべく、専門家を含めた検討を継続するよう求める。
- 風評影響を抑制する観点から、第三者によるチェックの下で、海水で希釈したALPS処理水の環境で、実際に魚類等を飼育し、その生育状況を公表する等、分かりやすい情報発信を行う。

### これまでの取組

### 今後の取組

#### ➤ 人および周辺環境への影響確認【経済産業省】

- 令和3年11月  
東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価（設計段階）に関する検討状況」を公表。

- 令和4年内  
放射線影響評価について、IAEAや規制委による確認や、外部からの意見も踏まえ修正・補強  
以降、最新の状況・放出実績等のデータを元にした検証を重ね、影響が生じていないことを確認。

#### ➤ 海洋での拡散シミュレーション【経済産業省】

- 令和3年11月  
東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価（設計段階）」の中で、沖合約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。

- 令和4年内  
海洋拡散シミュレーションを踏まえて、海域モニタリングの開始  
以降、最新の状況・放出実績等のデータを元にした検証を行いつつ、実際の拡散状況を確認。

#### ➤ 魚類等の飼育【経済産業省】

- 令和3年7月  
東京電力が「ALPS処理水による魚類等の飼育試験の取組の概要」を公表

- 令和4年夏頃  
海水で希釈したALPS処理水による飼育を開始、海水の環境下での生育状況と比較。
  - 飼育対象はヒラメ等
  - 飼育試験の状況・進捗等は随時公開。以降、実際に環境中へ放出された水の環境下での飼育を予定。



# 対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

## ③原子炉等規制法に基づく審査

- 東京電力からの実施計画変更認可の申請を受け、公開の審査会合において原子炉等規制法に基づいた審査を行う。

### これまでの取組

- 令和3年4月  
第3回原子力規制委員会でALPS処理水の取扱いに関する政府方針を踏まえた対応について了承
- 令和3年7月～  
規制庁による審査会合を開催、東京電力が規制庁に対して実施計画の変更認可申請

#### これまでの審査会合

- 実施計画変更（組織体制変更）
  - 令和3年7月 第1回審査会合
  - 令和3年8月 認可
- 実施計画変更（タンク用途変更に伴う新設）
  - 令和3年8月 第2回審査会合
  - 令和3年11月 認可

### 今後の取組

- 原子炉等規制法に基づく審査の実施
  - 東京電力から実施計画変更認可申請があり次第、随時審査会合を実施予定
  - 審査結果について透明性のある説明・情報発信
- IAEAによる規制レビュー
- 実施計画が確実に遵守されているかを確認・監視
  - 保安体制
  - 設備の施工状況

## 対策2：モニタリングの強化・拡充

### ① 海域環境モニタリングの強化・拡充

- 今後、令和3年6月に新たに設置した「ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議」から、モニタリングを行う測点、頻度等についての助言を得る。
- IAEAによる分析機関間比較の取組や地元関係者の立会いの機会の確保等により、客観性、透明性及び信頼性を最大限高め、モニタリングの強化・拡充を図る。

#### これまでの取組

- 令和3年4月以降  
客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリング  
とすべく、専門家による確認・助言を得つつ、モニタリングを行う測点、頻度等について検討。

#### - これまでの会議開催実績

- 令和3年4月 モニタリング調整会議
- 6月 第1回海域モニタリング専門家会議及び  
第1回海域環境の監視測定タスクフォース
- 8月 第2回海域モニタリング専門家会議
- 9月 第2回海域環境の監視測定タスクフォース

- 令和3年11月  
IAEAによる分析機関間比較を実施、「海域モニタリング」での試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。

#### 今後の取組

- 令和4年3月頃  
専門家からの助言を踏まえ、総合モニタリング計画を改定。
- 令和4年春頃（予定）  
海域モニタリングを開始。
- 令和4年以降もIAEAによる分析機関間比較を実施、「海域モニタリング」での試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。

## 対策2：モニタリングの強化・拡充

### ②水産物のモニタリングの拡充

- 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウムのモニタリング検査への支援を継続
- 地元関係者の要望も踏まえつつ、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を実施

#### これまでの取組

- ～令和3年11月  
水産物の安全性を確保するため、水産物中の放射性セシウム検査を継続的に実施
  - 平成23年3月開始
  - 水産物中の放射性セシウムモニタリング検体数：  
168,380検体（令和3年9月末時点）
- 消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、検査結果の正確な情報を提供
  - 平成25年6月開始
  - 「水産物中の放射性物質」について消費者、加工業者等への説明会：計170回（令和3年9月末現在）

#### 今後の取組

- 令和4年以降  
原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウム検査への支援を継続的に実施。  
  
地元関係者の要望も踏まえつつ、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を実施。

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ① 国際機関との緊密な連携

- IAEAは、ALPS処理水の取扱いに係る安全性等について、IAEA安全基準に基づく確認（レビュー）や、海域モニタリングでの試料採取の手法や分析機関の分析能力の確認（海洋モニタリング・レビュー）を行うとともに、これらの結果については、その進捗に応じて適時に公表する。
- OECD、NEA等の専門的知見を有する国際機関においても、専門家によるワークショップ等を通じて、国際社会に積極的な発信を行い、信頼性及び透明性の向上を図る。

#### これまでの取組

##### ➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

- 令和3年4月  
梶山経産大臣（当時）とグロッシー事務局長がテレビ会議。  
IAEAが協力の準備を加速化させることに合意。
- 令和3年7月  
ALPS処理水の処分に関するIAEAの支援について、付託事項（TOR）に署名。
- 令和3年8月  
梶山経産大臣（当時）とグロッシー事務局長が会談、ALPS処理水の安全性に関するレビューミッションの派遣、厳正で透明性のあるレビューの実施に合意。
- 令和3年9月  
IAEAエブラール事務次長が来日し、今後の協力等に関する意見交換、福島視察を実施。
- 令和3年11月  
IAEAカルーソ部長及び国際専門家（フランス、ロシア、韓国）が来日し、ALPS処理水の安全性に関するレビューミッションの準備会合を開催。今後のレビューにおいて参照される安全基準等について技術的な議論を実施。

IAEAによる分析機関間比較を実施、「海域モニタリング」での試料採取の手法や分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力を確認。

#### 今後の取組

- 令和3年12月  
IAEA処理水安全性評価（レビュー）派遣団の来日、  
①放出される水の性状 ②放出プロセスの安全性  
③人と環境の保護に関する放射線影響  
についてIAEAの安全基準に照らした評価を実施。
  - 令和4年以降  
ALPS処理水の放出前・中・後の長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価を予定。
- 令和4年以降もIAEAによる分析機関間比較を実施、「海域モニタリング」での試料採取の手法や分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力を確認。

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ① 国際機関との緊密な連携

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（つづき）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和3年11月 IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣が基本方針を説明（ビデオメッセージ）</li></ul>	
<p>➤ OECD/NEA等の国際機関との連携【外務省、経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和3年4月、6月 <u>資源エネルギー庁とマグウッドOECD/NEA事務局長による電話会談</u>。OECD/NEAが刊行した「福島第一原発事故から10年：進展と教訓」や、今後の協力可能性等について議論を行った。</li><li>令和3年10月 <u>NDF福島第一廃炉国際フォーラム</u>において、<u>マグウッドOECD/NEA事務局長を始めとする海外有識者の参加を得て、学生を含めた地元の方々と廃炉と地域の未来をテーマに議論</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和4年以降 ALPS処理水の安全性に関する国際社会への情報発信のあり方等について、<u>マグウッドOECD/NEA事務局長及び専門家との議論を通じて、今後の新たな協力内容（セミナー等）について検討を行う。</u></li></ul>

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ②地元自治体・農林漁業者等の関与

- 放出前のALPS処理水の分析において、JAEA等の第三者による測定・評価を行い、公開する。
- 東京電力が実施する海域環境モニタリングにおける試料採取や検査の立会い等において、地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加を得るべく、処分計画の具体化と併せた検討を行うよう、東京電力に求める。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 放出前の分析におけるJAEA等の第三者による測定・評価【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和3年10月</u> JAEAがALPS処理水の第三者分析を実施すべく、必要な機材の確保など準備を進める方針を公表。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和4年度上期</u> <u>分析施設の竣工</u>。その後、<u>施設の運用開始</u>。</li><li>• <u>令和4年度後半</u> ALPS処理水分析の<u>本格的な開始</u>。</li></ul>
<p>➤ 東電が実施する海域環境モニタリングにおける地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加【農林水産省、経済産業省、環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和3年8月</u> 東京電力が公表した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況」の中で、「<u>測定時のサンプル採取時に、地元自治体・農林水産事業者等の視察の受け入れ</u>」を実施する旨を公表。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和4年内</u> 地元自治体・農林水産事業者等による分析・評価用サンプル採取時の立会いなどの関与に向けた準備を実施。</li></ul>

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ③徹底した情報公開と高頻度の情報提供

- 放出前の放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の結果、希釈設備の稼働状況、放出後における東京電力が実施する各地域での海域環境モニタリングの結果等の情報を丁寧に公開するよう東京電力に求める。
- 政府においても、ホームページによる公表や、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議における報道機関への説明等の情報の公開に加え、国内外の関心の高さを踏まえ、ALPS処理水についての情報を一元的に公開する等、国内外に向けて正確で分かりやすい情報提供を行う。

#### これまでの取組

- ～令和3年12月  
廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議において取りまとめた、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組に関する進捗状況等の記者ブリーフィングを実施。

##### <記者ブリーフィング>

- 場所：東京および福島
- 日時：原則月末木曜日（月1回）

経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」に開設されたALPS処理水に特化したページにて、関連する情報を一元的に公開

東京電力は、安全確保のための設備や運用について公表。その中でALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性の高い測定・確認、海域モニタリングの強化・拡充と情報公開について検討状況を公表（令和3年8月）。また、放射線影響評価（設計段階）結果について公表（令和3年11月）。

#### 今後の取組

- 令和4年以降  
引き続き、記者ブリーフィング等を通して、報道機関・周辺市町村に向けた継続的な情報提供を実施

経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」について、更新作業（1～2週間に1回程度）を継続し、最新の情報を提供

東京電力は、ALPS処理水放出の1年前から海域モニタリングを拡充し、結果をタイムリーに公開  
国際原子力機関（IAEA）による第三者確認を受け入れ

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ① 農林漁業者への説明の徹底

- 農林漁業者等の生産者に対する説明会や意見交換を重ね、今回の決定の背景や検討の経緯等への理解を深めていただくとともに、懸念を払拭するための対策の提示や処分計画の進捗、状況変化の確認や風評対策への協力依頼も含め、説明を尽くす対応を継続。

#### これまでの取組

- ～令和3年10月  
福島・宮城・茨城等の農林漁業者等の生産者の皆様に対して、内閣府、資源エネルギー庁、水産庁等による説明会を約60回実施。(宮城の農林漁業者に対しては、約20回の説明会を実施)

#### 今後の取組

引き続き、基本方針決定の背景や検討の経緯や処理水の安全性等への理解を深めていただくよう、説明を尽くす対応を継続。



## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明

- 正確な情報に基づき適切な取引が行われるよう、加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、ALPS処理水の安全性に係る説明や理解醸成活動に関する情報提供を徹底
- 各団体に対して、視察ツアーの組成や、機関誌への掲載、Q & Aの配布等の協力を求める
- 農産物等流通実態調査等を基に、サプライチェーンにおいて、公正な取引が徹底されるよう、適切な指導・助言を行い、必要に応じてヒアリング等を通じた取引実態の把握等を実施

#### これまでの取組

#### 今後の取組

#### ➤ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【経済産業省、農林水産省】

- 令和3年10月  
加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、資源エネルギー庁による説明会を約30回実施  
(宮城の農林漁業者に対しては、約5回の説明会を実施)

- 令和3年12月  
食品流通業者・小売業者・飲食業者等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含むQ&Aを提供するとともに、会員企業等に対する周知を依頼

加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、ALPS処理水の安全性等について説明や情報提供を継続・強化

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 各団体との協力【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和3年6月以降 <u>業界内機関紙、メールマガジン</u>などに、ALPS処理水に関する情報を掲載<ul style="list-style-type: none"><li>例：日本経団連、全国旅行業協会、日本旅行業協会など</li></ul></li><li>令和3年7月以降 <u>マリンスポーツに関わる団体と連携し、全国のプレーヤーに対する情報発信を実施</u><ul style="list-style-type: none"><li>例：日本サーフィン連盟と連携し、福島県内で開催された全国大会にブースを設置し、全国のサーファーにコンテンツを配布</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和3年12月 観光業、レジャー関係等の業界団体に対し、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含むQ&amp;Aを提供するとともに、会員企業等に対する周知を依頼</li><li>令和4年1月以降 各団体との連携を継続・強化するとともに、連携業界を拡大</li></ul>
<p>➤ 公正な取引の徹底【復興庁、農林水産省、経済産業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和3年12月以降 <u>資源エネルギー庁が、適切な取引が行われているかの実態把握についての事業者へのヒアリングを実施</u>  資源エネルギー庁による適正な取引に関する事業者ヒアリングの継続</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ③大消費地への重点対応

- 大消費地において、安全性についての科学的根拠の提示と福島県や近隣県産品等の魅力を発信すべく、重点的な広報活動を実施。まずは、東京、名古屋、大阪において、シンポジウムを開催。
- 大消費地への重点対応と並行して、福島県や近隣県での説明や消費拡大の取組をこれまで以上に強化。

#### これまでの取組

- ～令和3年12月  
資源エネルギー庁が、関東や近畿など大都市圏において自治体や流通・小売企業・関連団体等に対する説明を実施

#### 今後の取組

- 令和3年12月  
全国の食品流通業者・小売業者・飲食業者等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含むQ&Aを提供するとともに、会員企業等に対する周知を依頼。
- 令和3年12月  
シンポジウム@東京を開催予定
  - 被災地産品の魅力発信と、風評影響の払しょく（ALPS処理水によるものを含む）に向けて具体的にどういう取組ができるか、を主なテーマに議論
  - シンポジウム終了後は、登壇者・県関係者・来場者による交流会を実施し、県産品の消費拡大に向けたきっかけづくりを実施
- 令和4年以降  
シンポジウムを大阪・名古屋でも順次実施

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上

- 多様な媒体を活用し、ターゲットに応じた内容の工夫を行う等、正確で分かりやすい情報発信を積極的に展開
- インフルエンサー等を通じて、消費者に届く情報発信、消費者が得たい情報にたどり着きやすくするための環境整備、消費者の安心につながる取組を拡充
- 食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果について、ホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続
- 経済産業省・東京電力が開催する地域住民のための視察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における視察機会の提供

#### これまでの取組

#### 今後の取組

#### ➤ 正確でわかりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】

##### • 令和3年12月まで

##### ➤ SNSやWEBサイトを用いた情報発信

- 経済産業省Twitterにて、政府の主要な動きや各所への説明実績について、高い頻度で投稿

- ALPS処理水に関する解説動画・「ALPS処理水について知ってほしい3つのこと」を作成し、Youtubeに投稿。広告としても使用し、全国の消費者の目に触れる機会を拡大

- 関係省庁のHPにおいて、継続的な情報発信を実施

- (例) 経済産業省 「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載
- 復興庁 「FUKUSHIMA UPDATES」にALPS処理水関連情報を追加
- FAQに処理水に関するQ&Aを追加
  - 外務省と連携した解説動画を掲載

- Yahoo!のトップページに定期的にバナーを設置し、ALPS処理水の情報に触れる機会を拡大

##### • 令和4年1月以降

##### ➤ SNSやWEBサイトを用いた情報発信

- 経産省公式Twitterの投稿頻度を引き続き拡大するとともに、関係機関との連携を強化
- 解説動画の広告展開を継続し、引き続き全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討
- 関係省庁のHPに掲載するコンテンツの拡充、入口機能の強化
- 全国の方を対象に、福島第一原発のオンラインツアーと意見交換の機会を提供。

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上

#### これまでの取組

#### ➤ 正確でわかりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）

##### ➤ 地元メディアと連携した情報発信

- 宮城県内で購読されているものを始め、各地方の主要紙にALPS処理水に関する情報や、情報発信に向けた取組実績を記載した記事を掲載（調整中）。

##### ➤ パンフレット・リーフレットを用いた情報発信

- ALPS処理水について解説したコンテンツを作成し、HP等に公開するほか、ご説明先や地元イベント等において広く配布。
- 関係省庁が例年作成しているパンフレット等に、トリチウムに関する記載を新たに追記  
(例) 環境省 令和2年度版『放射線による環境影響等に関する統一的な基礎資料』

消費者庁 『食品と放射能Q&A』

##### ➤ 地元イベント等に参加しての情報発信

- 地元で開催されるイベント・お祭りに説明ブースを出展し、訪れた一般の方々と双方向のコミュニケーションを実施

##### ➤ その他の情報発信

- 廃炉国際フォーラムの開催（489名）、共創ワークショップ&座談会の実施（185名）
- 経済産業省作成のパンフレットを、都内の図書館約380館に配布

#### 今後の取組

##### ➤ 地元メディアと連携した情報発信

- 地元紙と連携した情報発信を継続・強化
- テレビ、ラジオといった他の媒体との連携についても検討していく

##### ➤ パンフレット・リーフレットを用いた情報発信

- 関係省庁が例年作成しているパンフレット等に、ALPS処理水に関する記載を新たに追記  
(例) 環境省 令和3年度版『放射線による環境影響等に関する統一的な基礎資料』
- 関係者の御意見を伺いつつ、必要とされる情報を盛り込んだコンテンツの作成・配布を拡充

##### ➤ その他の情報発信

- 様々な年代、属性の方が訪れる施設（役場、道の駅等）へのコンテンツ配布を検討
- 関係府省庁で連携しつつ、全国各地での意見交換会を開催予定。

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 食品中の放射性物質に関する基準値や検査結果についての情報発信【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和3年6月</u> 令和2年度の検査結果を公表<ul style="list-style-type: none"><li>- 農林水産省webサイトにおいて結果を公表</li></ul></li><li>• <u>～令和3年12月</u> 食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施 検査結果等の公表<ul style="list-style-type: none"><li>- 関係各省庁のwebサイト及び「食品と放射能Q&amp;A」リーフレットにおいて結果を公表</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和4年6月以降</u> 令和3年度の検査結果を公表<ul style="list-style-type: none"><li>- 農林水産省webサイトにおいて結果を公表</li></ul></li></ul>
<p>➤ 視察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における視察機会の提供【経済産業省】</p> <p>東京電力において、以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 現地視察の積極的な実施 視察者数：延べ約8万8000名（令和3年10月）</li><li>- 一人でも多くの方に廃炉の状況をご理解いただくため、新たな視察メニューを展開（視察簡便化：令和2年11月～、スマートコース：令和3年10月～、オンライン視察メニュー化：令和3年10月～）</li><li>- 企業研修の実施（令和3年10月：5件108名）</li><li>- 廃炉作業に興味のある県内企業向けの廃炉スタディーツアーを開催（延べ37社47名（令和2年11月～3年10月））</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和4年以降</u> 福島第一原発の視察機会・対象の拡大<ul style="list-style-type: none"><li>- 食品・飲食関係をはじめとした全国の事業者に対する視察機会の提供</li><li>- 東京電力主催の視察・座談会の対象地域・回数の拡大を検討</li></ul></li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑤販売員等への説明の徹底

- スーパー等の小売店の販売員や旅館従業員・旅行会社スタッフ等、消費者から直接質問を受ける可能性のある方々が、自ら安全性に確信を持って説明いただけるように、セミナーの開催や研修用コンテンツや説明資料の整備、質疑応答集の提供等を実施
- 流通業・小売業における安全の確認や発信を行う上での支援を実施していくとともに、消費者団体等の消費者からの問合せを受け得る方々への説明も重ねる。

#### これまでの取組

- 令和3年6月以降  
業界内機関紙、メールマガジンなどに、ALPS処理水に関する情報を掲載
  - 発出先：日本経団連、全国旅行業協会、日本旅行業協会など
- ～令和3年12月  
消費者団体に対する説明会、意見交換会を随時実施

#### 今後の取組

- 令和3年12月  
全国の食品流通業者・小売業者・飲食業者等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含むQ&Aを提供するとともに、会員企業等に対する周知を依頼。
- 令和4年以降  
消費者から直接質問を受ける可能性のある販売員等の方々や、消費者団体等への情報発信を継続・強化

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化

- 福島県内を始めとする学校への出前授業を今後も継続するとともに、その対象となる学校数や授業数を増やすべく取り組む。
- 全国の小学生、中学生、高校生等、若い世代に対しては、放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、文部科学省のホームページで公表するとともに、ALPS処理水について分かりやすく説明したチラシ等と併せて、関係省庁が連携して全国の各学校へ配布・周知する。そのほか、出前授業や教員研修を実施することにより、放射線副読本の活用を促進する。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ <b>出前授業の継続・拡大【経済産業省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和3年12月</u> 埼玉県大宮北高校など県外での出前授業を実施（県外3回目）</li><li>• <u>～令和3年12月</u> 原子力損害賠償・廃炉等支援機構とともに、<u>地元の学生を対象に、廃炉について考えるワークショップ（共創ワークショップ）を開催</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和4年以降</u> 福島県内外の学生に対する理解醸成活動拡大のため、資源エネルギー庁ホームページ内で情報発信等を実施</li><li>• 取組が一過性のものとならないよう、持続可能な仕組み作りを構築</li></ul>
<p>➤ <b>放射線副読本の活用促進【復興庁、文部科学省、経済産業省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>～令和3年12月</u> 小学生、中高生用の放射線副読本に<u>ALPS処理水に関する記載を追加・周知の準備</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和4年以降</u> 全国の小学校、中学校、高等学校等に対して、ALPS処理水に関する記載が追加された放射線副読本を配布、出前授業や教員研修を通して、活用を促進</li></ul> <p>併せて、ALPS処理水について説明する関係省庁のチラシも配布</p>



## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑧ 誤解を生じさせないための情報発信の徹底

- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、経済産業省のホームページにおいて科学的根拠に基づく情報を発信する等、誤解が生じないための対策を講じる
- ポータルサイト「Fukushima Updates」（多言語対応）を入口とする情報網を構築すること等を通じて、国内外に向けて正確で分かりやすい情報を提供
- 「汚染水」と「ALPS処理水」の定義の明確化等、誤解が生じやすい表現について見直しを行う
- 新聞・テレビ、ネットメディアや業界専門誌等、広く関心のあるメディアに対しても説明を行う等、開かれた対応を徹底

#### これまでの取組

- 令和3年4月  
「ALPS処理水」の定義の明確化、使い分けの徹底
- ～令和3年12月  
関係省庁のHPにおいて、継続的な情報発信を実施  
  
(例) 経済産業省 「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載  
  
復興庁 「FUKUSHIMA UPDATES」にALPS処理水関連情報を追加
  - FAQに処理水に関するQ&Aを追加
  - 外務省と連携した解説動画を掲載
- ～令和3年12月  
メディア向け説明会の実施
  - 宮城県を放送対象地域としている地元メディアのほか、大手メディアやホビー誌、ネットメディア等の様々な媒体を対象にした説明会を実施。

#### 今後の取組

- 令和4年1月以降
  - 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」において、事実と異なる主張に対しては、科学的根拠に基づく正確でわかりやすい情報を発信することにより対応
  - メディア向け説明会を引き続き実施し、多様なメディアに対する情報発信を継続
  - ポータルサイト「FUKUSHIMA UPDATES」の機能強化（継続）（再掲）
    - 入口機能を強化
    - 動画等コンテンツを充実

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握

- ▶ ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況（トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等）について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

#### これまでの取組

- 令和3年8月  
復興庁において「国内外における風評に関する調査・分析業務」を開始
  - 国内外における報道内容等の整理・分析
  - 理解度状況調査（インターネット調査）の実施
  - 風評影響の構造分析
- 令和3年11月  
資源エネルギー庁において「ALPS処理水による風評影響調査関連事業」を開始
  - 風評に関する情報収集・分析、ヒアリング調査を実施。サンプル調査を実施し、翌年度の詳細な調査計画を策定。

#### 今後の取組

- 令和4年1月以降  
「国内外における風評に関する調査・分析業務」による成果とりまとめ（令和4年3月まで）。
- 令和4年4月以降  
前年度調査関連事業で策定した計画に基づき、資源エネルギー庁において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を実施し、風評影響の状況を継続的に把握。

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ②風評の構造（メカニズム）の把握

- インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造（メカニズム）等を分析
- 有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける

#### これまでの取組

#### 今後の取組

#### ➤ 風評の構造（メカニズム）等の分析【復興庁】

- 令和3年8月  
復興庁において「国内外における風評に関する調査・分析業務」を開始（再掲）
  - 国内外における報道内容等の整理・分析
  - 理解度状況調査（インターネット調査）の実施
  - 風評影響の構造分析

- 令和4年1月以降  
「国内外における風評に関する調査・分析業務」による成果とりまとめ（令和4年3月まで）（再掲）

#### ➤ 有識者の参加【経済産業省】

- 令和3年8月以降  
放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施中。

- 令和3年12月以降  
必要に応じ、政府の会議等の場に専門家に出席いただく機会を確保していく。

※対策5③国際機関との緊密な連携は、対策3の再掲。

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信

- 外務省（在外公館等含む。）及び経済産業省から国際機関・各国政府等・海外の報道機関への説明を強化・継続
- 在京大使館等への体系的な説明も強化・継続するとともに、福島第一原子力発電所への視察機会を積極的に提供
- 各国・地域の状況に応じて、誰に対して、どのような媒体を使い、どのような内容を発信するのか等を戦略的に検討し、それに基づいた対応を実施。当該地域の市場や経済実態に合わせ、関連ビジネスが円滑に展開できるよう市場関係者に対する情報発信も進める。
- 日本産食品を取り扱う事業者等に対しても、分かりやすい説明資料を作成、多言語化して広く提供。

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ➤ 在外公館等からの説明の強化・継続【外務省、経済産業省】

- 令和3年4月～12月  
各国政府等に対して、基本方針に関する説明を実施。  
経済産業省HPにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&A等を掲載。  
（※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語  
IAEA総会等国際会議において、我が方の立場を国際社会に対して説明・発信。

- 令和4年以降  
各国政府等に対し高い透明性をもって説明を行って  
いくとともに、適切なフォーラムにおける対外発信  
を実施。また、他国・地域からの誤った理解に基づく発信にはしかるべく反論。

##### ➤ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】

- 令和3年4月～11月  
在京大使館等に対する説明会を実施（4回）。
  - 4月：基本方針公表（49か国・地域）
  - 8月：東京電力による検討状況（69か国・地域）
  - 9月：IAEAの幹部来日（45か国・地域）
  - 11月：東京電力による環境への放射線影響評価（38か国・地域）太平洋島しょ国本国向け説明会も個別に実施。

- 令和4年以降  
各国・地域の状況に応じて、高い透明性をもって  
説明を実施。

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信

これまでの取組	今後の取組
➤ 情報発信の在り方についての戦略的な検討、市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】	
<ul style="list-style-type: none"><li>令和3年7月 ALPS処理水に関する政策広報動画（英語）の作成・Youtube等への掲載。順次、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）版の作成・掲載。</li><li>令和3年6月 <u>日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトに、経済産業省のALPS処理水ポータルサイトへのリンクを掲載し、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を実施。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和4年以降 各国・地域の状況に応じて、高い透明性をもって説明を実施。また、各事業者等の受け止めを踏まえつつ、現地事業者に向けて、理解醸成に資するQ&amp;Aなどの情報提供を行う。</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑤ 国際会議・イベントの活用

- IAEAの事故後10年関連行事の場で海外機関との共催によるオンラインセミナー等を開催
- JETRO等が出展する海外見本市においても、日本製品の魅力等について、政府又は自治体によるトップセールスを含めてPRを行う。
- 関係国首脳が集まる会合において、政府ハイレベルから丁寧な説明を実施。

これまでの取組	今後の取組
➤ 事故後10年関連行事【外務省、経済産業省】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>令和3年9月</u> IAEA総会において事故後10年をテーマとしたサイドイベントを開催。</li> <li>• <u>令和3年11月</u> IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣が基本方針を説明（ビデオメッセージ）【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>令和4年以降</u> 各国・地域の状況に応じて、情報発信を展開。</li> </ul>
➤ 海外見本市におけるPR【外務省、農林水産省、経済産業省】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>～令和3年10月</u> JETROは、5回の食品関連海外見本市を通じて日本企業111者の出展を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>令和4年以降</u> JETRO等が行う海外見本市において、政府又は自治体がトップセールスを含めたPRを行う。</li> </ul>
➤ 国際会議等の活用【外務省、経済産業省】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>令和3年7月</u> 第9回太平洋・島サミット（PALM9）において、菅総理（当時）から出席国・地域の首脳等に対して丁寧な説明を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>令和4年以降</u> 各国・地域の状況に応じて、情報発信を展開。</li> </ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供

- 海外の報道機関に対しては、記者会見の機会の提供、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特設ブースにおける講演、福島第一原子力発電所への視察招へいの企画等を通じて、科学的根拠に基づく情報を丁寧に発信
- 海外の科学者・有識者に対しても、事実関係・科学的根拠に基づく情報を継続的に提供
- 復興庁において、海外のインフルエンサーの招へい等を行い、それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供を行う
- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、科学的根拠に基づく情報を経済産業省のホームページにおいて発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和3年4月・8月</u> <u>在京海外メディアに対する説明会を実施（3回）。</u> （4月：14か国・地域/27社、8月：6か国・地域/9社、11月：6か国・地域/12社）</li><li>• <u>令和3年7月</u> オリパラメディアに向けてALPS処理水の現状について説明</li><li>• <u>令和3年11月</u> <u>「在京外国メディア向けプレスツアー（福島第一原発含む）」の開催。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和4年以降</u> 定期的に説明会を実施するなど、適時の情報発信を継続。</li></ul>
<p>➤ 海外の科学者・有識者に対する情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和3年1月以降</u> 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、インフルエンサー招致等の今後の取組方針の検討、情報提供の強化</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供

#### これまでの取組

##### ➤ それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供【復興庁、経済産業省】

- ～令和3年12月  
ポータルサイト「FUKUSHIMA UPDATES」へのALPS処理水関連情報の追加
  - FAQにALPS処理水に関するQ&Aを追加
  - 外務省と連携し同省作成動画を掲載

##### 復興庁において「海外における広報戦略立案及び情報発信業務」を開始

- 戦略立案のための基礎資料収集
- 各国・地域における情報発信戦略立案
- 情報発信のためのコンテンツ制作（インフルエンサーの活用も検討）

#### 今後の取組

- 令和4年1月以降  
ポータルサイト「FUKUSHIMA UPDATES」の機能強化
  - 入口機能を強化
  - 動画等コンテンツを充実。

「海外における広報戦略立案及び情報発信業務」による情報発信を継続

  - 戦略を踏まえ、各国・地域の実情に応じた情報発信を展開
  - 情報発信実施後に、効果測定・分析を実施し、策定した戦略にフィードバック

関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼

  - 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼
- 令和4年4月以降  
ポータルサイト「FUKUSHIMA UPDATES」での広報展開（再掲）
  - ALPS処理水の処分の進捗等を見つつ、必要なコンテンツ等について検討

海外向け情報発信の展開

  - 成果を分析し、その結果に応じ戦略を見直しつつ、広報展開について検討



## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ➤ 誤解が生じないための対策【経済産業省】

- 令和3年内  
汚染水とALPS処理水の違いについて国際会議の場などを通して継続的に情報発信。  
経済産業省HPにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&A等を掲載。  
(※) 英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語

- 令和4年以降  
国際会議の場などを通じた情報発信を継続するとともに、ホームページでも必要な情報を随時更新し、事実と異なる主張・情報発信に対応

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑦ 輸入規制の緩和・撤廃

- 東電福島第一原発事故後に導入された各国の農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて、相手国政府への丁寧な説明を実施していくとともに、ALPS処理水の海洋放出に係る基本方針の公表に伴い、新たな輸入規制措置が執られないよう取り組む
- 政府一体となって、対応を加速化

#### これまでの取組

- 令和3年5月  
シンガポールによる輸入規制撤廃。
- 令和3年9月  
米国による輸入規制撤廃。
- 令和3年10月  
EUによる輸入規制緩和。
  - 放射性物質検査証明の対象品目が限定。これまで「栽培された」きのこ類等をEUに輸出するために必要とされた放射性物質検査証明書や産地証明書の発行が不要に。
  - 過去の貿易実績に照らすと、放射性物質検査証明書の発行枚数はゼロになり、産地証明書の発行枚数は7割程度削減される見通し。

【参考】  
EUの規制による証明書の発行実績（2020年1月から12月まで）

放射性物質検査証明書	14件
産地証明書	1,502件

#### 今後の取組

規制を維持する国・地域に対して、会談や国際会議等様々な外交機会を活用してより一層撤廃に向けた働きかけを実施。

## 対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

### ②風評影響の把握

- 福島県や近隣の産業において、懸念を払拭するための対策を講じるべく、事業者ヒアリング等を実施し、風評影響を把握
- 各サプライチェーンにおける事業者の認識の齟齬を改善していくべく、消費者意識の実態調査や福島県産農産物等の生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を引き続き継続

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 事業者ヒアリング等を通じた風評影響の把握 【復興庁、農林水産省、経済産業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和3年12月</u> 資源エネルギー庁による事業者ヒアリングの実施・継続<ul style="list-style-type: none"><li>- 適切な取引が実施されているか等の実態把握</li></ul></li></ul>
<p>➤ サプライチェーンにおける実態調査・分析 【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>令和3年1月</u> 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第14回）」実施（2月結果公表）</li></ul>	<p>「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第15回）」実施予定</p>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援〈生産対策〉

- ・「がんばる漁業復興支援事業」の拡充
- ・被災地における種苗放流の支援強化

#### これまでの取組

#### 今後の取組

#### ・「がんばる漁業復興支援事業」の拡充【農林水産省】

- ・ 令和3年4月  
事業計画認定期間を令和7年度まで延長

- ・ 令和4年4月以降  
長期的な不漁への対策として、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を図るため、対象地域を福島県に加え、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県まで拡大するほか、漁業者に使いやすい制度となるよう、手続の簡素化等運用改善を行う。

#### ・被災地における種苗放流の支援強化【農林水産省】

- ・ 令和3年4月以降  
種苗生産体制が整うまでの間、岩手県、宮城県及び福島県において、サケやアワビ等の放流種苗確保の取組への支援を実施。

- ・ 令和4年4月以降  
種苗の生産・放流の対象地域に茨城県を追加し、岩手県・宮城県・福島県・茨城県までにおいて、放流種苗確保の取組を支援する。岩手県及び茨城県については、アワビを支援対象に追加する。（宮城県においては、既にアワビは支援対象）

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策>

・被災地における水産加工業の販路回復の促進支援

#### これまでの取組

#### 今後の取組

・被災地における水産加工業の販路回復の促進支援【農林水産省、経済産業省】

- 地元の水産加工業者が行う機器整備等を支援
  - R3個別指導実績26社・38件(10月末)
  - R3商談会等3回(10月末)
  - R3機器整備等支援31件採択
- 令和3年10月  
経済産業省 東北局が主催、宮城県庁などが共催で「三陸水産イノベーションサミット」を開催。  
国内の先進事例を学ぶセミナーやトークセッションにより、水産事業者と「水産イノベーション」に関心のある副業・兼業人材のマッチング、技術、資金を有する企業等のマッチングの機会を提供。

- 令和4年4月以降  
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の水産加工業者のための販路回復等に向けた個別指導、商談会・セミナー開催経費等を支援するとともに、海外バイヤー向け産地訪問や、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援。
- 令和4年10月以降  
次回以降も開催を予定。

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <消費対策>

- ・外食店等での販売促進支援
- ・量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援

これまでの取組	今後の取組
・外食店等での販売促進支援【農林水産省、経済産業省】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>令和4年4月以降</u> 外食店を活用した「三陸・常磐フェア」の開催を支援する。また、青森県・岩手県・<u>宮城県</u>・福島県・茨城県・千葉県の<u>水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等</u>を通じて販売する取組を<u>新たに支援</u>する。</li></ul>
・量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援【農林水産省、経済産業省】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>令和4年4月以降</u> 青森県、岩手県、<u>宮城県</u>、福島県、茨城県、千葉県産の鮮魚等を<u>販売店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を支援</u>する。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ②被災地における農林業・商工業への対応

- ・農林水産物の検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信
- ・牧草・稲わら等の処理推進等への支援
- ・被災地産品の積極的利用の促進

#### これまでの取組

#### ・農林水産物の検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信【厚生労働省、農林水産省】

- ・ 令和3年4月以降  
関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保
  - 検査結果の公表により農産物の安全性に係る情報を発信
- ・ 令和3年6月  
令和2年度の検査結果を公表
  - 農林水産省webサイトにおいて結果を公表

#### 今後の取組

- 国のガイドライン等に基づく検査を継続して支援予定以降、検査結果を踏まえつつ国のガイドライン等に基づくモニタリング検査を実施し、その結果を公表
- ・ 令和4年6月以降  
令和3年度の検査結果を公表
  - 農林水産省webサイトにおいて結果を公表

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ②被災地における農林業・商工業への対応

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="67 344 1352 395">・牧草・稲わら等の処理推進等への支援【環境省、農林水産省】</p> <ul data-bbox="67 485 1231 969" style="list-style-type: none"><li>令和3年4月以降 市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を実施</li><li>岩手県、宮城県、栃木県における汚染牧草等の処理を推進するための検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援する農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を実施</li></ul>	<ul data-bbox="1373 425 2591 979" style="list-style-type: none"><li>令和4年1月以降 市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を実施予定</li><li>岩手県、宮城県、栃木県における汚染牧草等の処理を推進するための検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援する農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を各県における処理状況を踏まえつつ引き続き実施予定</li></ul>
<p data-bbox="67 1078 1338 1128">・被災地産品の積極的利用の促進【農林水産省、経済産業省】</p> <ul data-bbox="67 1161 1284 1927" style="list-style-type: none"><li>農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続 - 平成23年4月から実施</li><li>令和3年10月 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援</li><li>～令和3年10月 JAPANブランド育成支援等事業において、全148件のうち北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県・千葉県までの事業者19者を採択。<u>(うち宮城県は2者)</u></li></ul>	<p data-bbox="1454 1171 2510 1332">関係省庁と協議・連携し、都道府県や食品関係団体等に対して、被災地産品の利用・販売促進に関する通知を発出</p> <p data-bbox="1454 1362 2537 1463">農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続</p> <p data-bbox="1454 1493 2537 1705">農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援</p> <ul data-bbox="1373 1745 2623 1907" style="list-style-type: none"><li>令和4年4月以降 JETROや中小機構等のサポートも得ながら、事業者の海外展開に向けた取組を継続的に支援していく。</li></ul>



## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ③被災地における観光誘客促進

- ・海洋レジャーへの総合支援
- ・地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信

これまでの取組	今後の取組
<b>・海洋レジャーへの総合支援【観光庁】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>令和4年4月以降</u> 関係予算が確保できた場合は、被災地の海の魅力を体験できるコンテンツの開発、プロモーションの強化等、被災地におけるブルーツーリズムのための取組を総合的に支援する。</li></ul>
<b>・地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信【復興庁、経済産業省、観光庁】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>令和4年4月以降</u> 「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」、「地域の伝統魅力等発信基盤整備事業」を活用して、各自治体や民間団体等による情報発信を継続して支援。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>令和3年5月以降</u> 東北への観光客の誘致に向けて、観光協会など地域の観光関係者による東北ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力を発信するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において宮城県の42事業を支援。</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④ 中小機構やJETRO等による支援

- 特別相談窓口の設置等
- 復興支援アドバイザーの派遣等
- EC・見本市等での支援
- 経済団体等のネットワークの活用

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ➤ 特別相談窓口の設置等【経済産業省】

- 令和3年9月  
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の中小企業者等の相談に対応するため、中小機構、JETRO及びよろず支援拠点に特別相談窓口を設置。

- 令和4年1月以降  
関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を太平洋沿岸地域で開催していく。
- 令和4年4月以降  
特別相談窓口による相談対応を継続的に実施。

##### ➤ 復興支援アドバイザーの派遣等【経済産業省】

- 令和3年9月  
中小機構（北海道本部、東北本部（福島支援センター含む）及び関東本部）において、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策に関するアドバイザーの派遣支援を開始。

- 令和4年4月以降  
中小機構のアドバイザー派遣支援を継続的に実施。JETROの各事務所は、事業者へのアンケート調査等を通じて海外ビジネスに関する実態を把握し、ハンズオン支援等につなげる。

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④ 中小機構やJETRO等による支援

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>～令和3年10月 JETROは、JAPAN MALL事業を通じて、<u>世界60以上の連携先ECバイヤーに、北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県・千葉県の水産品・農産品を含む日本産品を取り扱う事業者172者の商品を紹介。30事業者が成約。（うち、宮城県の事業者は26者の商品を紹介、4者が成約。）</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和4年4月以降 JETRO、中小機構は、EC・見本市等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援していく。 JETROは、<u>海外の日本産食材サポーター店に対して、メールマガジン等の活用により、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品の魅力発信を継続的に実施。</u></li></ul>
<p>➤ 経済団体等のネットワークの活用【経済産業省、農林水産省】</p> <p>経団連等に対して改めて被災地産品の消費拡大への取組等への協力要請を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和4年1月以降 経団連等のネットワークを活用し、被災地産品の販売会の開催を行う等、県産品の消費拡大に向けた活動を広げるとともに、これらを契機に継続的な取引の拡大につなげる。</li></ul>

## 対策8：万一の需要減少に備えた機動的な対策

### ① 万一の需要減少に備えた機動的な対策

- 新たな緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍可能な水産物の一時的買取り・保管等について、機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金等により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築

#### これまでの取組

- 令和3年8月  
「当面の対策」において、「機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金等により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築する」と記載。
- 令和3年11月  
「新たな経済対策」において、「東日本大震災等からの復興について、引き続き全力で取り組む。原子力災害からの復興を目指す福島については、東京電力福島第一原発の廃炉及び環境再生を安全かつ着実に進める。加えて、ALPS処理水の海洋放出による風評影響を最大限抑制すべく、対策に万全を期す。」と記載。

#### 今後の取組

- 令和4年以降
  - 基金を構築し、予算執行体制を確保。
  - 新たな基金を設立することにより、万一の需要減少等の風評影響にも機動的な対応を確保し、漁業関係者の懸念を払拭していく。

処理水放出後も、機動的な対応を実施

- 政府方針決定から2年程度後の処理水放出後に水産物の需要減少など風評が生じた場合にも、全国的に機動的な対応を実施。

## 対策9：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

### ①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決

- ▶ 特別チーム（処理水損害対応支援室）において、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力の対応状況の確認を実施。また、東京電力による問合せ対応や請求支援に関する指導を行う。
- ▶ 東京電力に対して風評賠償の枠組みの早期取りまとめ・公表を指導し、速やかに、各地域や業種ごとに当該枠組みを説明し、賠償基準を具体化するための協議を実施。また、協議の際は、事業者団体等の要請により、関係省庁も参加して調整を促進する。
- ▶ 個別の損害賠償に不服がある場合には、ADRセンターの活用を促すとともに、東京電力に対して「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する。

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ▶ 体制の整備、賠償の方針【経済産業省】

###### <体制の整備>

- 令和3年4月
  - 経済産業省に「処理水損害対応支援室」を設置。
  - 東京電力に、処理水の賠償専用ダイヤルを開設。
- 令和3年9月
  - 東京電力は、宮城県の賠償業務を行う東北補償相談センターを、理解醸成から賠償まで一元的に担務する仙台事務所として改め、体制を強化。
  - 茨城県においても、賠償業務を行う茨城補償相談センターに加え、風評影響が懸念される関係者との対話・協議を行う地域コンタクトセンターを新たに設置し、体制を強化。

###### <賠償の方針>

- 令和3年8月～
  - 東京電力が、風評賠償の枠組みを公表。
  - 政府は、東京電力に対する賠償の枠組みの説明、意見聴取及び賠償基準の素案作成等について指導。

###### <賠償の方針>

- 令和4年1月以降
  - 漁業、水産加工業、農業、商工・観光業など業種別の賠償方針を具体化。
  - 風評被害の推認方法や賠償額の算定方法など、賠償基準に関する東京電力による調整・協議状況の確認・指導。状況に応じて経済産業省も参加して協議の円滑化を図る。  
【調整項目の例】
    - ① 基準年の設定
    - ② 参照する統計データの選択
    - ③ ALPS以外の要因の扱い
  - 地域や業種別の具体的な賠償基準について、処理水放出に十分先立って国と東京電力が関係団体等に対して丁寧に説明し、理解を得る。

## 対策9：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

### ①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決

#### これまでの取組

##### <賠償の方針> (続き)

- 令和3年8月～
  - 政府及び東京電力は、北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の県庁、漁業、水産加工業、農業、商工・観光業関係者等約130団体に説明を行い、意見聴取等を実施。

#### 今後の取組

##### <賠償の方針> (続き)

- 経済産業省は、風評被害の推認方法や賠償額の算定方法が、発生した被害の実態に則したものになっているか、経済産業省も業界団体等の声を聞きつつ検証し、東京電力に対して結果に応じた見直しを指導。
- 賠償金の支払状況を確認し、迅速な賠償が実施されるよう東京電力を指導。

#### ➤ 賠償に関する紛争解決【文部科学省・経済産業省】

- 令和3年4月～
  - 文部科学省は、地方公共団体及び避難者支援団体等と連携して、広報紙の記事等の作成や説明会を通じて、ADRセンターやその取組の周知を図ることを実施。
- 令和3年8月
  - 経済産業大臣は、「和解仲介案の尊重」を掲げた東京電力の第四次総合特別事業計画を認定。

- 令和4年1月以降
  - 文部科学省は、地方公共団体及び避難者支援団体等と連携し、広報紙の記事、チラシ等の作成や説明会を通じて、ADRセンターやその取組の周知を引き続き図る予定。
  - 経済産業省は、個別の損害賠償に関する不服の声が寄せられた場合にはADRセンターの活用を促す。
  - 経済産業省は、東京電力のADRへの対応状況を注視し、和解に向けて最大限努力するよう、東京電力を指導。

## 対策10：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

### ①トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握

- トリチウム分離技術については、政府としても、引き続き最新の技術動向について随時調査を行う等、アンテナ高く把握する。
- 東京電力が、第三者を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行うこととしていることを踏まえ、当該スキームが適切に機能するよう、東京電力を指導する。
- 現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験等を行い、技術の確立を目指す。

#### これまでの取組

- 令和3年5月～  
東京電力が、ナインシグマ・ホールディングス株式会社を活用したトリチウム分離技術の公募調査を実施  
(9月末の締め切り時点で約60件の応募)
- 令和3年11月～  
経産省の委託調査 (ALPS処理水の処分技術等に関する調査研究) においてトリチウム分離技術の国際動向  
についての文献調査やヒアリングを実施。(※同様の調査は毎年継続的に実施中)

#### 今後の取組

- 今後も、ナインシグマ社及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査は継続的に実施。その中で、将来の実用化に向けて有望な技術については、追加的なデータの取得を求めるとともに、大規模化・安定化などの実証を実施することも検討していく。
- 今後も、文献調査やヒアリングを通じて、国内外の最新の技術動向を注視する。

## 対策10：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

### ②汚染水発生量の更なる抑制

- ▶ 今後も汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を継続する。
- ▶ 現時点では「完全止水」を実現するには、止水を行う上で原子炉建屋に隣接する土地で大規模な土木工事を行う必要があり、そうした工事に伴って、原子炉建屋内の滞留水が流出するリスクが高いこと等の課題があり、直ちに実施することは困難と考えられるが、廃炉の進捗状況や技術の進展を踏まえながら、検討を進める。

#### これまでの取組

- ～令和3年12月  
地下水バイパス、陸側遮水壁、サブドレン、フェーシング等の重層的な汚染水対策を講じることにより、令和2年の汚染水発生量は約140 m<sup>3</sup>/日となり、中長期ロードマップのマイルストーン「150 m<sup>3</sup>/日程度に抑制」を達成（令和2年）。

建屋滞留水の増加および流出を防止するため、千島海溝津波に対する防潮堤を設置（令和2年9月）したことに加え、滞留水の残る建屋について、建屋開口部の閉止を完了（令和2年11月）

#### 今後の取組

- 令和4年1月以降  
汚染水発生量を減少させるべく、地下水位の更なる低下、建屋屋根の補修、陸側遮水壁内側におけるフェーシングを推進。
- 令和5年1月以降  
中長期ロードマップに記載されている「2025年以内に汚染水発生量を、1日当たり100m<sup>3</sup>以下に抑制」目標の達成を目指す。



# 今後のスケジュール

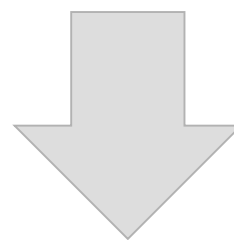
◇基本方針の実施状況や今後の対応に対する御意見を踏まえ、年内を目途に中長期的な取組を含めた行動計画を策定。

令和3年8月24日 **第2回ALPS基本方針実行に向けた関係閣僚等会議（実行会議）**

→ ALPS処理水の処分に伴う「当面の対策」の取りまとめ

11月24日 **第4回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議**

→ 基本方針の実施状況と今後の対応の説明、「行動計画」の策定に向けた意見聴取（実施状況を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題等）



令和3年内(調整中) **第3回実行会議（「行動計画」の策定）**

→ 対策の実施状況のフォローアップ、中長期的な取組を含めた「行動計画」の取りまとめ